

# 移住定住促進のためのWeb広告業務に係る受託者選定プロポーザル実施要領

## 1 目的

赤磐市の移住者の約半数を占める岡山県内、特に岡山市内に住む若者世代への赤磐市を移住先として検討するきっかけづくりのために移住・定住ポータルサイトへの誘導を目的とする。また、市の実施している移住パンフレットPRや市民ライター活動などの周知につなげる。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

移住定住促進のためのWeb広告業務

### (2) 業務の内容

別紙「移住定住促進のためのWeb広告業務仕様書」のとおり。

※ 契約時における仕様は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

### (4) 提案上限額

1,980,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案価格が上記の価格以上になる場合は、提案を無効とする。

### (5) 担当部署

赤磐市総合政策部政策推進課

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344番地

TEL: 086-955-1220 FAX: 086-955-1261

E-mail: sousei@city.akaiwa.lg.jp

## 3 スケジュール

項目	日程
公募開始（公告日）	令和5年10月3日（火）
質問受付期限	令和5年10月12日（木）17時まで
質問回答期限	令和5年10月16日（月）
参加意向申出書期限	令和5年10月18日（水）17時まで
企画提案書提出期限	令和5年11月2日（木）17時まで
審査（プレゼンテーション）	令和5年11月8日（水）
選考結果通知	令和5年11月10日（金）予定

#### 4 参加資格

本提案への参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年赤磐市告示第114号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

※ 上記の要件の基準日は、本プロポーザルへの参加を申し込んだ日とする。

#### 5 参加申込手続き

参加を希望する事業者は、企画提案書等の提出期限内に、次に掲げる書類を提出する。

- (1) 提出書類（任意様式はA4版で作成すること。）

ア 提案参加申込書（様式第1号）

イ （代理人を定める場合）委任状（様式第2号）

ウ 会社概要

会社名、従業員数、事業内容、実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料で代替可

エ 業務実績（任意様式）

過去概ね5年以内の地方公共団体や民間企業の類似業務実績を記載したもの

オ 誓約書（様式第3号）

カ 法人登記簿謄本

法務局で発行する「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」でも可能とする。

キ 決算書又は財務諸表

直近事業年度の決算書又は財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

ク 使用印鑑届出書（様式第4号）

ケ 印鑑証明書（法人代表者印）

コ 未納がないことを証明する書類

直近の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、（契約先の所在地が岡山県の場合は）岡山県民税（付加する全ての税目）、（契約先の所在地が赤磐市の場合は）赤磐市税（全ての税目）の納税証明書等を提出すること。代表者が赤磐市税を付加されている場合は、その全ての税目についても納税証明書等を提出すること。

※ オ～コについては、令和5年度指名願を提出している事業所は提出不要です。

- (2) 提出部数

1部

(3) 提出期間

令和5年10月3日(火)から令和5年10月18日(水)まで

(4) 提出方法

持参又は郵送すること。

持参の場合は、市の休日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、令和5年10月18日(水)午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(5) 提出場所

赤磐市総合政策部政策推進課

(6) 参加資格審査結果通知

ア 参加資格審査結果の通知は、令和5年10月20日(金)までに書面にて通知する。

イ 参加資格を有しないことの通知を受けたものは、その通知を受けた日から3日(市の休日を除く。)以内に、公募型プロポーザル提案参加不適合理由の説明要求書(様式第5号)により説明を求めることができる。

ウ イの説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日(市の休日を除く。)から起算して5日以内(市の休日を除く。)に回答書により回答するものとする。

## 6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

別紙「移住定住促進のためのWeb広告事業仕様書」に記載した内容を踏まえ、次に掲げる書類をA4版で構成し、ア～オの順に並べ、企画提案書として提出すること。

ア 企画提案書(表紙)

イ 企画提案(概要)

ウ 企画提案(10ページ以内)

- ・移住定住促進のためのWeb広告事業に関する基本的な考え方
- ・実施方法、企画提案について
- ・事業スケジュール、実施体制及び役割分担について
- ・料金体系

エ 業務実績

過去5年間に、地方公共団体や民間企業が発注したデジタルプロモーション(広告配信等)に関する業務の実績

オ 参考見積書

見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。また、費用の内訳明細も同時に作成し、添付すること。

(2) 提出部数

8部

(3) 提出期限

令和5年11月2日(木)まで

(4) 提出方法

持参又は郵送すること。

持参の場合は、市の休日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、令和5年11月2日(木)午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(5) 提出場所

赤磐市総合政策部政策推進課

(6) その他

参加申込書が提出期限までに到達しなかった者又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は企画提案書を提出できない。

## 7 審査方法

提案参加者から提出された企画提案書について、選定審査会において提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者1者を選定する。なお、選定結果については、各提案者に通知する。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和5年11月8日(水) ※ 詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーションの実施場所

提案参加者に別途通知する。

(3) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含めて3名以内で行うものとする。

ウ プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加は認めない。

エ プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。

オ プレゼンテーションの時間は30分(プレゼンテーション15分、質疑応答15分)以内とする。準備、片付けの時間は別途各5分とする。

カ プレゼンテーションに際して、プロジェクター等資機材が必要な場合は、提案参加者で準備すること。

キ プレゼンテーションは非公開とする。

ク 企画提案書の下部にはページ番号を記載すること。

#### (4) 審査基準等

以下の採点項目に基づき、審査を行う。

評価項目	評価内容	配点
1 業務の理解度	✓ 業務の目的、趣旨を十分に理解した上で、ターゲットに対してデジタルのメリットを活かした提案が示されているか。	20
2 企画案の内容	✓ 使用する広告のツール、クリック数、ターゲティング、時期等の考え方など根拠と共に分かりやすく具体的な提案が示されているか。 ✓ 移住・定住施策における今後のマーケティングに活用できる提案があるか。	50
3 業務遂行能力	✓ これまでに同種(※)の業務実績を有しているか。 ✓ 業務工程ごとにスケジュール、実施体制及び役割分担が明確な提案が示されているか。	20
4 特筆すべき事項	✓ 特筆すべき提案があるか。	5
5 見積価格	✓ 見積価格及びその内訳が業務の目的、趣旨に沿って適正に設定されているか。	5
計		100

※ 同種とは、過去5年間に、地方公共団体や民間企業が発注したデジタルプロモーション(広告配信等)に関する業務

#### (5) 審査結果

審査結果は、提案参加者に対し、書面にて通知する。なお、個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

## 8 質疑の受付及び回答

### (1) 受付期間

令和5年10月3日(火)から令和5年10月12日(木)まで

### (2) 受付方法

質疑のある提案参加者は、質問内容を質問書(様式第6号)に記入の上、令和5年10月12日(木)午後5時までに電子メールにて赤磐市総合政策部政策推進課へ下記メールアドレス宛に提出すること。

※ 電子メールの件名の先頭に「プロポーザルに関する質疑」と必ず記載すること。

※ 受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。

### (3) 提出先

赤磐市総合政策部政策推進課

メールアドレス: sousei@city.akaiwa.lg.jp

### (4) 回答

公平性を保つため、令和5年10月16日(月)までに質問内容及び回答内容の全てを赤磐市

ホームページで公表する。

なお、質問に対する回答は、本実施説明書及び仕様書等の追加事項又は修正事項とみなす。

## 9 参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を令和5年10月27日（金）午後5時までに提出すること。なお、辞退することによって、市との契約等に不利益な扱いをするものではない。

### （1）提出方法

持参又は郵送すること。

持参の場合は、市の休日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、令和5年10月27日（金）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

### （2）提出場所

赤磐市総合政策部政策推進課

## 10 失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- （1）参加資格の要件を満たさなくなった場合
- （2）企画提案書等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- （3）提出書類等に虚偽があった場合
- （4）見積額が提案上限額を超えている場合
- （5）プレゼンテーションに参加しなかった場合
- （6）審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

## 11 契約等

### （1）契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

### （2）契約金額

受託候補者と示談により決定する。なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

### （3）契約保証金

納付を要する。

- （4）本プロポーザルは、移住定住促進のためのWeb広告業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場合がある。上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

## 12 その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることがあり、この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、参加申込書又は企画提案書を無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 企画提案書等の提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (7) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (8) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (9) 応募のあった事業者名及び得点合計は審査結果公表時に公表する。
- (10) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象にはならない。
- (11) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。